

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和元年12月11日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時18分

出席者 委 員 委員長 坂 東 一 敏  
小 平 啓 佑 川 上 均 茂 呂 健 市  
広 瀬 義 明 小 堀 良 江  
議 長 大阿久 岩 人  
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政  
古 沢 ちい子 大 谷 好 一 内 海 まさかず  
小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃  
入 野 登志子 千 葉 正 弘 白 石 幹 男  
永 田 武 志 福 富 善 明 関 口 孫一郎  
針 谷 正 夫 梅 澤 米 満 福 田 裕 司  
中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘  
主 査 新 村 亜希子 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信	行
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
農 業 振 興 課 長	櫻 井	茂
農 林 整 備 課 長	黒 子 俊	之
産 業 基 盤 整 備 課 長	澁 江 和	弘
教 育 総 務 課 長	江 面 健	太 郎
学 校 教 育 課 長	大 阿 久	敦
学 校 施 設 課 長	稲 田 菊	二
保 健 給 食 課 長	藤 平 恵	市
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	美
公 民 館 課 長	三 柴 浩	一
文 化 課 長	金 井 武	彦
文 化 課 主 幹	小 野 寺 正	明

令和元年第6回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和元年12月11日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第152号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第153号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第157号 工事請負契約の締結について  
(吹上小学校給食共同調理場 改築建築工事)
- 日程第 4 議案第158号 工事請負契約の締結について  
(吹上小学校給食共同調理場 改築機械設備工事)
- 日程第 5 議案第159号 工事請負契約の締結について  
(仮称) 栃木市文化芸術館 建築工事)
- 日程第 6 議案第160号 工事請負契約の締結について  
(仮称) 栃木市文化芸術館 電気設備工事)
- 日程第 7 議案第161号 工事請負契約の締結について  
(仮称) 栃木市文化芸術館 機械設備工事)
- 日程第 8 議案第162号 財産の処分について (栃木市千塚町地内)
- 日程第 9 議案第163号 財産の処分について (栃木市千塚町地内)
- 日程第10 議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算 (第7号) (所管関係部分)

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第152号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 改めまして、おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第152号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は37ページから39ページ、議案説明書は70ページから73ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の70ページをごらんください。提案理由であります。藤岡地域の中学校の再編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校設置条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては、別表関係となりますが、栃木市立藤岡第一中学校と栃木市立藤岡第二中学校を廃止し、新たに栃木市立藤岡中学校を設置するものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、72、73ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。別表の改正につきましては、2

の中学校の表中から栃木市立藤岡第一中学校と栃木市立藤岡第二中学校の名称及び位置を削り、栃木市立藤岡中学校の名称及び位置を追加するものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の37ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、次の38ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、附則をごらんください。第1項の施行期日におきまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

第2項の栃木市立学校給食共同調理場条例の一部改正につきましては、第2条に規定します栃木市藤岡学校給食センターが共同処理を行う対象学校から、栃木市立藤岡第一中学校と栃木市立藤岡第二中学校を削り、栃木市立藤岡中学校を追加する改正を行うものでございます。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おはようございます。ただいま詳細な説明を頂戴したところでございますが、藤岡のこの第二中学校につきましては、平成29年、栃木市立小中学校適正配置基本方針に基づくアンケート調査というものが出ておりまして、この藤岡二中、部屋小を含むアンケートを行っていたいておりますけれども、生徒数が少ないと感じている方が92%、さらに統合といたしますか、適正な学校規模への必要性についても感じていらっしゃる方が85%に及んでいらっしゃいます。さらには適正な学校規模への必要性、つまり統合です。統合といったものが必要なのではないかと感じている方が77%にも及んでいるのが現状でございまして、まさに寺尾に続く統合というのは、これは避けられない地域性は私も十分に理解をしております。

しかしながら、この藤岡地域の関係各位、保護者の方々に話を聞きますと、やはり広い範囲から1つの中学校に通学をするに当たって、子供の通学距離が延びてしまう。そのために一応栃木市においても6キロ以上の通学距離に対しては、何らかの措置を講じるということになっておるはずでございまして、現状その通学等についての措置というものを何かお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） これまでの統合に当たりましてとってきた方法としましては、スクールバスの運行ということで、今回の藤岡第二中学校の学区内におきましても、統合後にはスクールバスを走らせるということで、その必要性は感じているところでありまして、統合準備会におきましても、そのような説明を行ってきているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですね。統合準備会においても、そのような検討がなされたというのは、私も承知しております。

さらに、もう一つ、状況といたしますか、方策としましては、通学費補助の交付というものも図られていたかと思えます。そちらのほうは現状どうなっているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 現在、中学生の場合、6キロ以上の通学距離がある、片道ですけれども、生徒に対しましては補助金の交付を行っているところでございまして、ただし、スクールバスを利用される場合には、その補助金の交付というのは適用除外となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 概算で結構でございますから、スクールバスを利用される生徒数、そしてそれを利用されず、助成等を受けられるのではないかとと思われる生徒数、もしくはそういったものに対する意識調査といたしますか、そういったものが行われていたのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 具体的に生徒の自宅というものは把握しておりますが、中学校の場合、部活動とかの関係で、自転車通を希望される方も当然いらっしゃいます。現時点におきましては、スクールバスの運行経路については、2経路を用意しなければいけないというようなことは認識として持っているところでございますが、具体的な調査というものはまだ行っているところではございません。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいま答弁の中にありましたとおり、スクールバス等においては、部活等をされる生徒については、非常に時間が合わないといったことがございました。例えば藤岡第二中学校におきましては、男子、女子とも部活は2つしかない。運動部については2つしかないのが現状でございますけれども、藤岡一中に統合された場合、恐らく二中の生徒がバスを利用しての話になるかと思うのですが、そういった部活活動を行った際の補助施策という意味で、スクールバスの増便といたしますか、運行回数を増やすといったような検討もされたのですか。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 具体的に先ほど申し上げましたとおり、現状2方向からのスクールバスということは考えておりますが、それ以外の具体的な検討というのは、今後統合準備会の作業部会、具体的に言いますと、スクールバス検討会というのを持っておりまして、そちらで具体的

な詰めを令和2年度に行う予定でございまして、現状についてはまだ具体的なものは固まっていないというところでございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） スクールバスにこだわっているというふうにお感じになるかもしれませんが、保護者からのアンケートの中で、早急に統合を進めてほしいという意見がトップでございましたが、その次に出てきたのが、やはりスクールバスについての保護者意見というのは非常に多かった。やはり中学生といえども、保護者からすればかわいい我が子であることは当然でございますので、その生徒の安全な通学というのを考慮いただいて、スクールバスについては検討を進めていただきたいと要望させていただきたいと思います。

委員長、続けてよろしいですか。

○委員長（坂東一敏君） はい、どうぞ。

○委員（広瀬義明君） もう一つお伺いしたいのですが、当初この統合等につきましては、藤岡第一中、第二中の統合準備会だよりというのが今まで幾度となく発行されております。第1回目においては、たしか2021年の4月に統合を目標とするというふうに明記されておりましたけれども、第3号ぐらいから、なぜか令和4年4月にということは、1年延びております。この1年統合が延びた経緯というのをご説明頂戴できればと思います。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） こちらは1年延びたというのは、保護者の心配というのは、自分のご子息が中学3年の受験のタイミングで統合に当たるというときに、その自分の子供が心配になるというのが保護者の気持ちとしてございまして、実際に最初にその統合の時期を示したのが12月ぐらいだったかと思うのですけれども、そのときにやはり準備期間が少ないと。具体的に言いますと、例えば私立中学校に上げるとか、そういった準備が今からですとできないではないかというような声もあり、いろんな選択肢、進学の実績がある中で、その準備が十分にとれないというような声もございました。そういうような声に配慮しまして、統合の時期について検討をし、変更となったというようなことでございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いろんな意見が出る中で、受験等についての話が出るのも当然なのですが、そういったものを統合に向けて進めていく準備会の委員の方々、これが保護者が半分もいらっしやらない。ほとんどが自治会の代表の方ですとか、運営協議会ですとか、そういった方々のメンバーが多いように見受けられます。この意見の出る比重と伺いますか、本来でしたら保護者意見というものが重要視されてしかるべきではないかと考えますけれども、この準備会において、保護者の意見の尊重というのはどの程度見ていただけたのか、おおよそで結構でございます。感じたとおりで結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 統合準備会におきましては、当然最初に立ち上げる地元代表協議会の方々が入っているということで、委員おっしゃったとおり、地元の代表者もごございますし、保護者の代表ということで、PTAとかの代表ということで、メンバー構成の中に含まれているものごございます。私どもとしましては、保護者の代表ということで委員はなっただいていただいているわけございまして、まして部屋小については児童数も少ないということで、保護者の顔も見えるというような関係でございまして、十分声は代表していただいているものという認識でございまして。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 実は統合したほうがよいという意見が多い一方、25%に近い方々が統合しないほうがよいというご意見があったのも事実でございまして、そういった方々への意見交換といたしますか、ご理解をいただく方策としては何か展開をされたものがあればお伺いをさせていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 目指しているところというのは、よりよい統合ということで協議を行ってきたわけございまして、そういった反対の意見の保護者の方々と具体的に個別にお会いしてご説明をしたこともございまして、具体的に申し上げますと、例えば小学校の交流、中学校の交流を進めてほしいというような声がございましたので、その辺については一定の配慮が必要なもの、よりよい統合に向けて取り組む必要があるということで認識しているところでございまして。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 部屋小を含め、藤岡第二中の生徒と一中の生徒の交流の場というのが徐々に増えてきている、そのような方向で進めるという説明もあったかと思えます。その中で地域ぐるみ、藤岡地域が一体となって1つの中学校に今後支援をしていくようになるのだと思うのですけれども、地域と教育委員会等の連携について何か特別な検討がなされているのでしたらお伺いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 具体的に教育委員会事務局と藤岡地域との具体的なそのプランというものは、具体的にはまだございませんが、交流ということにつきましては、小学校同士、例えば2校交流とか、4校交流とかという形があるかと思えますけれども、それは交流につきましては、学校現場がプランを立てていただいて、事務局としてはそれに使用する例えばバスであるとか、そういった提供の下支えというようなところで働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございまして。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回の藤岡中学校については、寺尾に続いて2つ目のモデルでございまして、



またその後も統合せざるを得ないであろうという学校があるのも事実でございます。いかにしましても、栃木市教育委員会が地元の方々と子供を育てるという観点を懸命に摸索していただきながら、今後の鋭意努力していただけるように要望させていただきまして、質問を終わります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了させていただきます。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声が上がりました。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第152号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

---

◎議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第153号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） ただいま上程いただきました議案第153号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書40ページ、議案説明書74ページをお開きください。まず、議案説明書74ページをごらんいただければと思います。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、現在市職員の給与改定に伴う条例改正が上程されているところでございますが、栃木市教育委員会が任用している栃木市任期付市費負担教職員についても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げること、こちらにつきましては、別表第1関係でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案説明書76ページを

ごらんください。別表第1の給料表の引き上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために給料表の水準を引き上げ改定するもので、県の教育職給料表（2）に準じてございます。今回の改定で若年層の2,100円から高齢者の200円程度の引き上げになります。また、これにあわせて、期末勤勉手当につきましても、4.45月分が4.5月分に引き上げられます。これによる影響でございますが、本年度は市費負担教職員を6名配置しておりまして、合計24万9,000円になります。

では、恐れ入りますが、議案書の40ページをごらんください。栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。制定内容につきましては、ただいまご説明をしたとおりでございます。

41ページから43ページにかけましては、改正した給料表が掲載してございます。また、43ページ下から44ページにかけましては、附則として、施行期日と給与の内払いが定められております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜ますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 任期付市費負担教職員ということで、この任期というのは具体的にあるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） これにつきましては、1年間のまずは契約ということで進めている、採用しているものでございます。次年度につきましても、更新もしくはまた採用ということでの採用をしているところでございます。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 1年ということなのですけども、実態としては5年とか、そういう長期的に勤務の方はいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 実際のところは5年までは勤務が良好であった場合には、継続して任用をというふうに説明してございます。5年を過ぎた場合には、もう再度試験を受けていただいて、良好な成績であれば採用させていただくと、そういった内容でございます。現在も5年間以上勤めていらっしゃる方はいらっしゃいます。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 会計年度任用職員ということですのでけれども、その差といいますか、給与面とか、そういう差というのはあるのでしょうか。処遇とか。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） この市費負担教職員につきましては、会計年度任用職員ではございませんので、一般職員と同じ扱いということで採用させていただいております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第153号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第153号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第157号 工事請負契約の締結について（吹上小学校給食共同調理場改築建築工事）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

藤平保健給食課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第157号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づき説明をさせていただきます。議案書は50ページ、議案説明書は88ページから95ページであります。

初めに、恐れ入りますが、議案説明書の訂正がございます。よろしく願いいたします。89ページの下から4行目の右端から5行目の部分であります。植栽及び屋上緑化工事等について今回の工事で実施しない工事でありましたが、誤まって記載してしまいましたので、削除の訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、議案説明書にてご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、88ページをお開き願います。議案第157号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります。吹上小学校給食共同調理場改築建築工事請負契約を栃木市河合町5番3号、有限会社山野井組、代表取締役、岡洋良と締結することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、89ページの参考の部分になりますが、工事場所は栃木市川原田町地内の吹上小学校敷地内で、工事概要については、建築工事でありまして、鉄骨2階建てであり、記載の工事内容となり、建築面積については729.68平方メートル、延べ床面積については904.83平方メートルであります。

次の90ページが案内図及び配置図でございます。

次の91ページが1階平面図、次の92ページが2階平面図になります。

続いて、次の93ページの上の図が南側立面図でありまして、下の図が西側の立面図でございます。

次の94ページの上の図が北側立面図で、下の図が東側立面図となります。

続いて、次の95ページが厨房設備器具配置図及びゾーニング計画図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、50ページをお開き願います。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

1の契約の目的につきましては、吹上小学校給食共同調理場改築建築工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、2億7,302万円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市河合町5番3号、有限会社山野井組、代表取締役、岡洋良であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は9者でありまして、落札率は96.98%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 説明ありがとうございます。90ページの配置図で、今回新しく配膳室が校舎の旧東昇降口、色塗りになっているところになるのですけれども、今回配膳室が今までの校舎の中よりも前面に出てきて、出入りが激しい。出入りが簡単な場所に前面に出ているという点を踏まえまして、衛生面と、あと異物混入等の防犯面についてはどのように考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 衛生面につきましてはなのですが、こちらについても通常ですと、冷暖房とか、完備をしていないところが多いわけなのですが、この吹上についての配膳室につきましては、冷暖房完備をいたしまして、安全対策を講じているところでございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） ありがとうございます。その安全面の部分については、冷暖房ということとで、その食品の衛生の部分についてはご回答いただいたかと思うのですが、東側の昇降口だった場所ということで、外側からの侵入が容易にできてしまうという点では、防犯の部分を考えてほうがよろしいかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 防犯につきましても、もちろん施錠がきちりできる対応をとっておりますし、それに基づきまして、すんなり入れるような状況での搬入をできるような形をとっておりますので、安全対策については大丈夫かと思っております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 吹上小学校に関しましては、4年前の豪雨災害のときも災害に遭っていると思いますし、今回も校庭のほうが浸水して被害を受けたということで、建物等への配慮というのはどのようになっておりますでしょうか、今後の対策として。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 対応なのですが、確かに委員さんの言うとおり、平成27年の関東・東北豪雨の際には、屋内に浸水したというような経過がございます。今回の台風においても一面水に覆われたという状況の中で、排水対策は本当に必要な問題だと思っております。

その水害対策としまして、今回の設計におきましては、床の高さを水害に遭った水位よりも52センチを上げているということでございまして、また南側の道路面からは、1.25メートルほど上げてございますので、水害対策については万全を期しているということでございます。

また、設備関係については、2階のほうに設置をいたすということで、水害の対応をとっているところでございますので、安全対策は大丈夫かと思っております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 9者入札ということで、ほかの他の者はどのぐらいの金額で出したのか、教えてください。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 他の業者の落札率ですが、順に申し上げてまいります。97.46%、97.63%、97.68%、97.92%、98.07%、98.27%、同じく98.27%、98.46%でございまして、落札者については96.98%でございました。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） どんな会社、名前がわかれば、上のほうから二、三で構わないのですけれども。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 日向野建設株式会社、館野建設株式会社、柴田建設株式会社、ワタナベ土木株式会社、株式会社荒川建設、株式会社大木組、株式会社鯉沼工務店、落合建設工業株式会社でございます。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 地元の会社がほとんどだということで、それはいいことだと思うのですが、この入札の金額ですか、予定価格はどんなふうにして査定したのですか、教えてください。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 予定価格につきましては、県の基準設計単価並びに物価本などによりまして、基準設計単価に基づいた設計書に基づいて予定価格を設定してございます。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） いつも言われていることなのですが、96%とか97%で入札で落ちているということで、この予定価格は市のほうでは改めでは検査というか、見ないのですか、教えてください。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 予定価格については、建築課のほうで設計をして組み立てているものでございます。それを事前公表しての入札ということですので、きちんとした積算をされた金額であると思っております。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） いつも問題になるということではないのですが、出ていますが、市のほうでその見積もりの仕方といいますか、出す金額というのを市のほうでやるような形というか、原価ですか、その県のほうの決まっている、決まっているというか、その予定値が本というか、その規定があるのでしょうかけれども、それを崩すというか、改めて市でそういう部門をつくって見積もりをし直すとかするという形のものではないのですか、お伺いします。

○委員長（坂東一敏君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 現在のところ、県、国等の基準設計単価によって行っているという状況でございます。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） それはわかるのですけれども、実際1割、1割と言わなくても、5%安くなったって相当の金額になるので、その価値はあると思うのですが、そういう方法をとる考えはあるのかないのか、教えていただければ。

○委員長（坂東一敏君） 大丈夫ですか。

よろしいですか。茂呂委員、これ入札の件のあれなので、これでよろしいですか。

では、次、質疑があれば。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 今、茂呂委員のほうから指摘がありましたように、落札率が設備のほうで99.29%、本体工事のほうで96.78%ということで、予定価格のその事前公表とかというのはありますけれども、上のほうに100%に限りなく張りついてしまっているということで、何%とかでも下がれば、当然それはやはり市民の負担、市の税金の負担が減るわけですから、学校給食の調理場ということは、先ほども皆さんが申しあげましたように、衛生面とか、アレルギーとか、そういう事故防止ということで、本当に待たれていることなのですから、反対せざるを得ないということを表示いたします。

○委員長（坂東一敏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第157号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	茂呂健市	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均			

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

---

◎議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第158号 工事請負契約の締結について（吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

藤平保健給食課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第158号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づき説明をさせていただきます。議案書は51ページ、

議案説明書は96ページから103ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、96ページをお開きください。議案第158号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります、吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事請負契約を栃木市大平町北武井498番地2、山中・トーセツ特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社山中設備工業、代表取締役、山中聡と締結することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第157号と同じであります。

その下の参考の部分になりますが、工事概要につきましては、機械設備工事及び厨房機器設備工事でありまして、記載の内容でございます。

次の98ページ以降の案内図及び配置図等につきましては、議案第157号と同じものですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、51ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

1の契約の目的につきましては、吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、2億6,797万1,000円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市大平町北武井498番地2、山中・トーセツ特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社山中設備工業、代表取締役、山中聡であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は4者でありまして、落札率は99.29%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 同様の理由で、待たれている給食の設備であります、落札率が99.29%ということで、限りなく100%に近いということで、反対を表明したいと思います。

○委員長（坂東一敏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第158号を採決いたします。



本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔賛成 小平啓佑 茂呂健市 広瀬義明 小堀良江  
反対 川上 均〕

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第158号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

---

◎議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第159号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館建築工事）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

小野寺文化課主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） それでは、よろしくお願ひいたします。ただいまご上程をいただきました議案第159号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。議案書は52ページ、議案説明書は104ページから107ページになります。

まず、議案説明書についてご説明をさせていただきますので、議案説明書の104ページをごらんいただければと思います。

まず、提案理由であります、（仮称）栃木市文化芸術館建築工事の請負契約を埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2、清水・館野・落合特定建設工事共同企業体、代表者、清水建設株式会社関東支店、専務執行役員支店長、波岡滋と締結することについて議会の議決をいただきたいというようなものになります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、105ページの参考部分、工事の概要であります、工事場所は栃木市入舟町地内の旧栃木市役所跡地、建物の構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て、建築面積は2,191.98平方メートル、延べ床面積は2,375.41平方メートルであります。

次の106ページは、建物の1・2階の平面図、次の107ページは立面図と断面図であります。これらにつきましては、昨年度ご説明した基本設計書から大きな部分での変更はございません。

なお、工期につきましては、令和3年3月19日までを予定をしております、開館につきましては、従前どおり令和4年度中を目指しているところでございます。

続きまして、議案書のご説明をさせていただきますので、議案書の52ページをごらんください。工事請負契約の締結についてであります、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

まず、1の契約の目的につきましては、（仮称）栃木市文化芸術館建築工事であります。

2の契約の方法は、事後審査型条件付き一般競争入札であります。

3の契約金額は15億4,000万円であります。

4の契約の相手方は、埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2、清水・館野・落合特定建設工事共同企業体代表者、清水建設株式会社関東支店、専務執行役員支店長、波岡滋であります。

なお、本件の入札に参加した業者は1者でありまして、落札率は99.83%であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 落札の関係で1者だけということなのですかけれども、この理由とかというのはあるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 今回の入札については、一般競争入札ということでやっておりまして、広く入札参加希望者を募った結果としての1者でありまして、これはあくまでも私どもの推測という域は出ないかとは思いますが、今回予定価格についても事前公表されておりまして、その予定価格を設定するに当たっては、建築工事はなかなか業者間見積もりを多数とった中で設計をくみ上げていくというようなところが多うございますので、その見積もり価格の査定をより厳しく精査をする中、それと昨今の建設業界の人手不足等々、それと工期設定、今回15カ月を設定しているのですが、ぎりぎりの工期設定の中で応札をお願いしたというような結果から、結果としてこのような形になったのではないかと、そのように推測はしております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） もう一つなのですかけれども、きのうの説明会でも言われたのですけれども、その水害の関係でどうなのだとということであったわけですが、きのうのお話では1年間ぐらいは先延ばしにできるというふうなことも言われたので、例えば水害の関係で工期を半年間おくらすとか、そういったような考えはないのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 発注側といたしましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、今回国庫補助の工事ということで、なおかつ昨年度見直しをかけたという中で、工期設定15カ月というようなぎりぎりの工期設定をやった中でこの応札という形になります。したがって、この現在仮契約をしておりますけれども、仮にこれが延びるといような、おくらせるということになりますと、仮契約の相手方としてもどういような、そのまま待っていただけないかという心配もございまして、私のほうといたしましては、何とか予定どおり進めさせていただければと、そのように考えております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） きのうも今の答弁もそうなのですから、何が何でもやります、やりたいというふうなことなのですから、でもやはり市民感情的にはその水害の対策とか、復旧・復興のほうを優先するべきではないかというやっぱり思いというのは強くあると思いますので、やはりきのうのお話にもあったように、1年間ぐらいは先延ばしにできるというようなお話もありましたので、3カ月とか、半年とか、業者のほうとも相談して延ばすということをお願いしたいと思いません。

○委員長（坂東一敏君） それ要望でよろしいですか。

○委員（川上 均君） はい。

○委員長（坂東一敏君） 小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） きのうの研究会を踏まえまして、仮に契約を延ばした場合、今現在建設単価については、上昇局面を迎えているという点で、例えば1カ月延ばした、3カ月延ばした、1年延ばした場合に、トータルの建設費はどれぐらい高くなるのか、見積もられているのか、お教え願いたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 昨日の研究会でお話ししましたとおり、1年で3%というようなお話を先日させていただいたと思います。そうしますと、今回公共事業、国の補助ということになりますので、そこの単価、公共単価の切り替え時期というのが通常1月の単価を適用するというのがこれまでの経過としてあります。その後、県等の単価を参考にして、あとは業者との調整という形にはなってくるのですが、そうした場合に当然ながらこの年度切り替えになれば、金額的にはちょっと国の動向になりますので、はっきりお答えはできませんけれども、ここ数年の傾向を見てみますと、増えていくと。仮にきのうのお話のように、1年延ばして3%ということであれば、今回15億4,000万円ということになりますので、単純に4,500万円増額になる可能性としてはあろうかとは思っております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 今聞いたお話ですと、3%上がるのではなくて、下がるのではないですか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） ここ数年の傾向から、建設工事費が下がってきた、単価的に下がるという事例はちょっと見受けられませんので、私どもといたしましては、上がるというふうに見込んでおります。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君）　こういうことは議論するあれではないのかしれないのですけれども、多分オリンピックが終わると下がります。1年待ったほうが材料的には安くなりますし、それはその心配はしなくて大丈夫だと思います。

それはそれとして、でもこれだけ水問題の、私きのういなかったので申しわけないのですけれども、また重複するかもしれないのですが、災害の水問題は解決方法というか、それはできているのですか。

○委員長（坂東一敏君）　小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君）　今回の災害、浸水害、これについては建設予定地、見込みでおおむね60センチ程度水が上がってきたというように見込んでいます。今回の設計につきましては、先ほどの床のレベル、展示室の床1メートル、1,000ミリ上げていますので、今回の災害と同程度の水害に対しては対応できるかなということで、それと今回地下ピットがどうしても生じますけれども、地下ピットからの排水ポンプの設置、それと重要な電気設備、機械設備については2階のほうに設備を設けることになっています。当然ながら非常用発電機についても2階に設けますので、そういった浸水害の対策については万全を期した設計としていると考えております。

○委員長（坂東一敏君）　茂呂委員。

○委員（茂呂健市君）　ちょっと聞きたいのですが、この国庫というか、国から出てくるお金はどのぐらいなのですか。あとは自分の市のほうの持ち出しという金額がわかれば教えてください。

○委員長（坂東一敏君）　小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君）　国からの補助金、市街地整備課のほうで国交省とのやりとりの中で最終的には数字が固まるものだとは思っておりますけれども、文化課として試算をさせていただきましたところ、国からの補助金、交付金、これについては文化芸術館については9億2,000万円程度を見込んでおります。それと地方債につきましては、おおむね12億円程度ということで、その12億円の地方債の中で約8億7,500万円、これは国の補助をいただけるという前提で地方債をかけられるものでありまして、その元利償還金の一部については、後年度地方交付税の対象になってきますから、地方債の一部については全額が市の負担ということには後年度的にはならない、そのようなものになっております。

○委員長（坂東一敏君）　茂呂委員。

○委員（茂呂健市君）　市の持ち出しは、持ち出しという言い方はないのですけれども。

○委員長（坂東一敏君）　小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君）　申しわけございませんでした。私どもの試算で俗に言う一般財源という、市の持ち出しになるかと思いますが、おおむね文化芸術館で3億5,000万円ぐらいの金額になるのではないかなと、こちらのほうは地方債とか、交付税によって変動はしてくるかと思いますが、今の見込みではそれぐらいの金額になるというふうには思っております。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 先ほど川上委員が言ったように、この未曾有の災害を受けたので、少し延ばすという方法に私も思うのですが、半年なり、1年という、1年でなくてもあれですけども、もう少し協議する意味があるのではないのかと思うのですが、よろしくお願いします。

○委員長（坂東一敏君） 要望でしょうか。

○委員（茂呂健市君） はい。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） きのうちもやったのですけれども、その未執行分が5億円ちょっとあるのですけれども、その未執行分があるということは、この未執行分はいただけるという計算でいいわけですよ、もしきのうの論議での中止という場合も。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 昨日多分市街地整備課長のほうからお話があった5億円というお話かと思います。私もその5億円が何の金額なのかというのをちょっと今ぱっと出てこないものから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○文化課主幹（小野寺正明君） はい、わかりました。失礼しました。昨日お話のあった未執行分5億6,534万3,000円という金額だったと思いますが、こちらにつきましては、当初文化芸術館につきましては、平成30年度からつくりを始めるということでリノベーションの計画のほうを出しております。それに合わせて国のほうとしては、平成30年から令和2年までの3年間で整備をするということで、国のほうは予算を用意していただいたというような経過がある中で、市の1年計画が延びたというようなことを受けて、国のほうとしては5億円のお金を用意しているものを繰り越し、1年待っていただいて、その部分が今年度入ってくるというようなことになります。ですので、ちょっと私も国のその予算状況は詳しくないので恐縮なのですが、通常平成30年度から1年繰り越した国の予算につきましては、あくまでも1年限りの繰り越しというのがスタンダードな形になろうかと思います。そうしますと、これを1年延ばして、例えば令和2年度ということで、2年延ばすということは、国の会計上ちょっと厳しいかなというふうに推測しておりますので、そうしますと、この未執行分については状況はどうであれ、なかなか交付されないというようなことが想定はされます。ちょっとそこら辺のところは申しわけございません、不勉強で。そのようなところでございます。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） きのうちも論議になって、中止した場合には市の負担が20億円ぐらい発生するだろうというふうに言われていたのですけれども、未執行分のこの5億6,000万円というのがある

のであれば、20億円市が負担するというのではなくて、これを5億6,000万円引いた14億円なりの負担になるのではないかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 済みません。ちょっと全体の概念があれなのですけれども、平成30年度から繰り越した部分につきましては、基本的には令和元年度、今年度にもう国としては予算手当てをしておりますので、その部分についてはもう既に年度も12月に入っておりますので、国のほうとしても交付する手続、市のほうの申請等々を含めて処理手続が進んでおります。そういうことを踏まえますと、ちょっと何とも申し上げられませんが、工事を執行する、しないにかかわらず、帳簿的なものというのも変な言い方になってしまいますけれども、現金としては市のほうに1度入ってくる。結果的に返還は20億円生じるというような、そのような内容だったかなとは思ってはおりません。申しわけございません。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） はい、了解いたしました。やっぱり20億円ではなくて、20億円引く5億6,000万円というのが正解のような気がいたします。

もう一つお聞きしたいのですけれども、ランニングコストといいますか、でき上がった場合の年間のその予算といいますか、それはどのくらいになると見込んでいるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 以前、昨年、一昨年、従前の文化芸術館の設計の段階で、たしか議員研究会で私8,300万円程度というようなお話をさせていただいたかと思いますが、今回文化芸術館、規模が縮小になりまして、大体施設管理費、前回申しあげましたように、電気代、これが非常に多くかかります。下水道、それと設備等の点検保守、そういったものは7,048万円と見込んでおります。ただ、この7,048万円の中には、設備機器を隣の文学館と共有している部分がありますので、電気代につきましては、そこと、そこの2館分の電気代という試算になります。ちょっとシミュレーションはしておりませんが、両館の床面積でその電気代部分を案分をして、単純にその文化芸術館部分でどれくらいかかるのだということになりますと、先ほどの7,048万8,000円から5,300万円程度に圧縮ができる、実際はそういうふうになるのではないかなと、そのようには考えております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、これにプラス職員の人件費というのが数名とか、専従職員とかかかるということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） そうですね。今お話ししたのは、施設管理の部分になりますので、それ以外に運営の事務費、それと今ご質問のありました人件費が別途かかってきます。ちなみ

に、まだこの後、職員の配置数、どのような運営をしていくかというところがまだ固まっておられませんので、具体的な数字についてはちょっと申し上げにくいところではあるのですが、現在のとちぎ蔵の街美術館、これ平成30年度決算で総額1,695万円、約1,700万円程度の運営費がかかっておりますので、これは電気代を含めてということにはなりますが、それと同程度のものは別途必要になってくるかなというふうには考えております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると人件費も含めると1億円ぐらいは年間かかってしまうのだという理解をしたところです。

もう一つ、きのうちちょっとひっかかったのですけれども、そのピットという点だと、地下ピットだと、やっぱり水の浸入とかというのが考えられるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 地下ピットにつきましては、仮に水が浸入した場合、先ほど排水ポンプを6基だっただと思いますが、済みません。数量はちょっとろ覚えなのですけれども、設置しております。仮に地下ピットに浸水をしたといたしましても、ピットの中にあるのは下水管、水道管、空調管等については1階の上にありますので、浸水したからといってすぐに復旧できないような配管は通っておりませんので、そこについては対応ができるかなというふうには考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 先ほど川上委員のお話の中で、収支の支出の部分が1億円というお話に対してどのようなお考えを持っているかお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 収支の1億円というのは、先ほど人件費を含めてというご理解をされたと思いますが、私どもではちょっとその人件費部分というのは、先ほど申し上げましたように、運営形態が決まっていないということですので、どれぐらいかかるというのがちょっと試算がしづらいという状況の中、あくまでも施設管理費、それと運営事務費を現在の蔵の街美術館と同程度と仮定した中での先ほどのお話です。5,300万円に600万円程度の事務費かなと想定しておりますので、6,000万円弱ぐらいが通常の運営費になってくるのではないかなというふうに試算しております。

○委員長（坂東一敏君） 小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） ありがとうございます。収支のこの収入のほうについてお聞きしたいと思うのですが、全国の優良な美術館、芸術館を見ますと、この企画という点が左右されると思うのですが、その点について企画も含めた費用と収入についてお聞きしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 先ほど来申し上げている金額については、展覧会の開催費用、これは今の蔵の街美術館の1,600万円からも別のものということでお話をさせていただいております。今の蔵の街美術館の展覧会の開催経費については、おおむね平成30年決算で784万2,000円ということになります。館については新しい館ということで、規模も大きくなるという中で、よりよい作品を展示をして多くの方に見てもらおうということを主眼とするならば、現在の780万円という金額よりも、できるだけ多くの予算を確保することによって、魅力ある展示ができるのではないかなと思っておりますが、これについてはちょっと今後の運営次第という部分があろうかと思えます。

それと、先ほどの人件費にも絡みますが、展覧会を開催するに当たっては、やはりその展覧会を企画する学芸員等々の資質、人員数等も影響してきますので、先ほどの分が人員数がどうなるかということによって、なるべくよりよい多くの人に来ていただけるような美術館を建設できるように努力をしているところでございます。

○委員長（坂東一敏君） 小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） はい、わかりました。集客の点についてはわかりました。収益を上げるためには客単価を上げるという考え方もあると思うのですが、その点についてお考えはありますか。

○委員長（坂東一敏君） 小野寺主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 少しだけというか、お答えさせていただきます。

そうですね。1人当たり入場者数をどうやって増やすかというのが一つ収支には影響してきます。それとかかる経費、維持管理費を含めた経費をどれだけ圧縮しているかということによって、そのバランスによって収支というのは決まってくるかと思えますが、市といたしましてもなるべく効果の高い、建設する本格的な美術館でありますので、そこら辺収支のバランスがとれた館の運営というものをしていきたいと、そのようには考えております。

○委員長（坂東一敏君） ありがとうございます。これ入札の件なので、次に進みたいと思っておりますので、ほかにありますか。

鵜飼部長。

○生涯学習部長（鵜飼信行君） 済みません。発言をお許しいただき、ありがとうございます。

昨日の議員研究会では、リノベーション事業として国の支援が得られている今回の（仮称）文化芸術館建設の意義等を述べさせていただきました。国との信頼関係の中で、市が進めてきた事業を中止することが国への20億円以上の多額な交付金の返還や市債の繰り上げ償還等が発生して、かえって短期的には市の財政状況を逼迫させる事態になりかねないこと、さらに国との信頼関係が損なわれることが及ぼす今後の本市の国庫補助事業採択等への影響も大いに懸念されることもご説明いたしました。

また、将来において市が単独で新しい美術館を建設することについては、現実的に大変困難であ



ることもご認識いただいているものと思っております。昨年度計画の見直しで余り影響の出なかった（仮称）文学館につきましては、工事を着手することができました。事業費削減の見直しの中心となっておりました文化芸術館につきましては、昨年度から1年工事着手を延ばさざるを得ず、国との信頼関係の中で認めていただきましたが、まずは今年度工事着手をすることが必要であるということでございます。工事に必要な期間からも、これをちょっと先延ばしすることが大変難しい状況でございます。このことから、工事に着手したいというふうに考えておりますが、今回の大規模な災害の影響を考えますと、事業期間の延長により、市の財政負担を先延ばしすることが可能でありますことから、令和2年度までのリノベーション事業期間の1年の延伸については、国と協議を進めてまいりたいと考えております。災害復旧・復興途上の現状の中で、このタイミングで工事請負契約締結議案の上程をしなければならなかったことは、被災された市民の皆様の感情を考えますと、大変心苦しく思っておりますが、ただいま説明したとおりの事情でございますので、自然、歴史、文化が息づく本市の活力ある未来のために、（仮称）文化芸術館に係る工事請負契約の締結についてお認めいただきたいというふうなものでございます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、次に進みます。

これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 本体工事が落札率が99.83%ということで、先ほども給食室の関係で、限りなく100%に近いということで、本議案に反対を表明したいと思えます。

また、きのう、きょうの論議の中でも、なかなかやはり矛盾が大きいということと、あと今執行部のほうから申し上げましたように、国との協議1年間ぐらいはできるというようなお話もありましたので、その1年間延ばすとか、そういった話もぜひ進めていただきたいと思えます。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私は、この議案に対しまして賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

まずもってこの事業というのは、国等のリノベーション事業ということで始まっておりまして、今回議案に上程されておりますのは、文化芸術館単体でございますけれども、このリノベーション事業については、多くの事業がかかっている事業でございます。特に統合保育園ですとか、この文化芸術館等においては、その中でも目玉と言える事業であるのは、皆さんご承知のとおり。つまりはこの事業を遂行しないと、今回リノベーション事業として国に認めてもらえないというのは昨日ご説明を頂戴したところでございます。

先ほど川上委員のほうから反対討論もしくはご意見の中で、補助金の返還等についての話がありました。20億円を超える返還金が発生するおそれもある。現在終わっている事業についても返還をしなくても何とかありませんかという交渉もできるかもしれません。しかしながら、国のほうがそれを返還をしなくてもいいと認めてくれる確約がない以上は、返還を前提に我々は物事を考えざるを得ない。特に執行部におかれましては、当然そのようにお考えになっていらっしゃると思います。そして、この事業をほごにすること、ほごというのはやめる、先延ばしする、そういったことをするに当たって一番怖いのは、先ほど部長が申したとおり、国からの反感を買って、この栃木市において今後の補助金等が、もしくは減額をされる。新たな事業を起こすときに支援がいただけなくなる。当然ながらそういったリスクも考えるわけでございます。つまりはそれはどういうことかということ、今ではなく、我々の子供や孫に対して負担が増えるおそれがあるということでございます。我々政治家は、目先の現状ではなく、国家百年の計ではありませんけれども、今後のことも見据えた上で現状の議題に取り組まなければならない。当然それは執行部の皆さんもここにご参集いただいております議員の皆様方も同じ思いだと私は信じております。

今回確かに不幸にも栃木市は大きな災害に見舞われました。しかし、その災害に見舞われる前に、ここにおられる方々は今回の事業等に対して賛成の立場をとったはずでございます。採択をしたはずでございます。目の前に大きな障害が発生したことにより、我々が責任を持って下した判断を軽々に翻すわけにはいかない、私はそう考えます。問題が発生したのであれば、それをどう解決していくかをまず論じるべきであり、2つの問題を1つに捉えることなく、一つ一つ課題を解決するように論じればいだけで、今回この議案を水害のせいにはいけない、私はそう考えております。

つけ加えて申し上げさせていただきますけれども、本市の執行部、そして議員の皆様方がよくお使いになる本市の偉人、山本有三先生の書いた戯曲に「米百俵」というのがあるではないですか。まさに今の栃木市において、その「米百俵」が今の現状にぴったり合っている。私はそう思いますよ。目の前が大変だから、今大変ですよ。確かに大変。皆さんがご心配されていることはよくわかる。でも、それを乗り越えて10年、20年先に目を向けて、栃木市の教育、そして文化、芸術の発展の寄与に今取り組んでいかなかったら、この先、文化芸術館、部長、もう恐らくできませんよね。と思います。では、できる方法をみんなで摸索したらいいではないですか。考えたらいいいではないですか。みんなでやればできますよ。市民のご理解を得るように我々議会が一丸となって取り組めばできないはずはないと私は考えております。

でありますから、私は今回のこの議案が賛成の可決となったときには、可決された場合においてでございますが、附帯決議をつけ加えて提出をさせていただき、被災をされた市民の皆様にもご理解をいただけるような内容で進めていきたい、そう考えておりますので、委員長、この後の進行においてご一考いただきますようお願いをさせていただき、私の賛成討論を終わります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第159号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均	茂呂健市	

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第159号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま議案第159号は可決されましたが、先ほどの広瀬委員の討論を踏まえ、本案に対して附帯決議案を提出させていただきたいと考えております。附帯決議案の作成につきましては、正副委員長にご一任いただき、後日当委員会の研究会を開催し、附帯決議案について協議したいと考えておりますので、ご了承願います。

なお、研究会の開催日程につきましては、本日の議会終了後に日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、ここで1回暫時休憩に入ります。

（午前11時21分）

---

○委員長（坂東一敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

---

◎議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第6、議案第160号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館電気設備工事）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

小野寺文化課主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） それでは、引き続きよろしく申し上げます。議案第160号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。議案書は53ページ、議案説明書は108ページから111ページになります。

まず、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の108ページをごらんください。提案理由であります、（仮称）栃木市文化芸術館電気設備工事の請負契約を栃木市梓町39番地23、森澤・幸和特定建設工事共同企業体、代表者、森澤電機工業株式会社、代表取締役、森澤久雄と締結することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、109ページの参考部分、工事の概要であります。本工事は電灯、動力、幹線、受変電、発電ほかの電気設備を整備するものであります。

以下、110ページ、111ページにつきましては、議案第159号と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、工期は令和3年3月19日までを予定しております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、議案書の53ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

1の契約の目的は、(仮称)栃木市文化芸術館電気設備工事であります。

2の契約の方法は、事後審査型条件付き一般競争入札であります。

3の契約金額は、2億4,002万円であります。

4の契約の相手方は、栃木市梓町39番地23、森澤・幸和特定建設工事共同企業体、代表者、森澤電機工業株式会社、代表取締役、森澤久雄であります。

なお、本件の入札に参加した業者は3者でありまして、落札率は95.95%であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(坂東一敏君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂東一敏君) ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員(川上 均君) 先ほどと同じ理由ですけれども、やはり落札率が2つの工事とも95%以上、四捨五入すれば96%ということで、非常に高いということで、反対を表明したいと思えます。

また、先ほど文化芸術館の関係でのその広瀬委員の附帯決議というお話がありましたけれども、それはそういったことであれば附帯決議ということも考えられると思えます。

また、繰り返しますけれども、国のほうとの1年ぐらいの調整みたいなことも執行部のほうからお話がありましたものですから、やはり半年とか、3カ月起工をおくらせるとかということも執行部の皆さんと委員長、副委員長も意見を酌んでいただきたいというふうに思います。

○委員長(坂東一敏君) ほかに。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) 附帯決議につきまして、川上委員にご理解頂戴できたようで、まずもってありがとうございます。

先ほどの議案と同様でございますけれども、この議案等についても関連ということで、同じように附帯決議をつけたものとしてお考え頂戴できればと思います。

また、今回の落札率が全てにおいて高いということでございますが、私が聞き及んだところによりますと、今回文化芸術館をもとの値段からかなりを引き下げたと、さらにそこで経費削減のために、かなりの執行部よりの値段設定に当たって努力をされていたという内部情報も聞いておりますので、一概にこの入札率、確かに企業努力が必要でありまして、大幅な値引きといたしますか、低い入札ができなかったのかと思います。こればかりは推測でしか物が言えないものですから、それについては触れないでおきますので、委員長、附帯決議での進行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第160号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均	茂呂健市	

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第160号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの議案第160号、本案についても議案第159号と同様に附帯決議案を提出させていただきたいと考えております。ご了承をお願いいたします。

---

#### ◎議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第7、議案第161号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館機械設備工事）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

小野寺文化課主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） それでは、議案第161号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。議案書は54ページ、議案説明書は112ページから115ページになります。

まず、議案説明書の説明をさせていただきますので、議案説明書の112ページをごらんください。まず、提案理由であります、（仮称）栃木市文化芸術館機械設備工事の工事請負契約を栃木市大平町西水代2767番地、トリタ・ユタカ特定建設工事共同企業体、代表者、トリタ設備工事株式会社、代表取締役、西田淳と締結することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、113ページの参考部分、工事の概要であります。本工事は空気調和、換気、自動制御、衛生器具、給水ほかの機械設備を整備するものであります。

以下、114ページ、115ページにつきましては、議案第159号、議案第160号と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、工期につきましては、令和3年3月19日までを予定しております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、議案書の54ページをごらんください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

1の契約の目的は、(仮称)栃木市文化芸術館機械設備工事であります。

2の契約の方法は、事後審査型条件付き一般競争入札であります。

3の契約金額は、4億7,465万円であります。

4の契約の相手方は、栃木市大平町西水代2767番地、トリタ・ユタカ特定建設工事共同企業体、代表者、トリタ設備工事株式会社、代表取締役、酉田淳であります。

なお、本件の入札に参加した業者は、5者でありまして、落札率は95.93%であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(坂東一敏君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂東一敏君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員(川上均君) 先ほども申し上げているように、落札率が95.93%ですか、ということで非常に高率であるということで、反対を表明したいと思っております。

○委員長(坂東一敏君) ほかにありますか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) 私からは159号、160号同様に、賛成の立場からこの議案等については賛成の表明をさせていただきますけれども、さらに同様に附帯決議をつけての進行ということでよろしくお願いをいたします。

○委員長(坂東一敏君) ほかにございますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂東一敏君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第161号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成	小平啓佑	広瀬義明	小堀良江
反対	川上均	茂呂健市	

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第161号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、ただいまの議案第161号は可決されましたが、本案についても議案第159号及び議案第160号と同様に附帯決議案を提出させていただきたいと考えておりますので、ご了承願います。

---

◎議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第8、議案第162号 財産の処分について（栃木市千塚町地内）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第162号 財産の処分について、議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。議案書は55ページ、議案説明書は116ページから119ページです。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、116ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市千塚町地内の土地を備後漬物株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

また、118ページが位置図、119ページが分譲区画図となっております。

続きまして、議案書の55ページをお開き願います。それでは、財産処分の内容についてご説明いたします。本件については、2区画を一括分譲、一括処分するものでございます。

1の財産の表示につきましては、2区画とも種別は土地、地目は宅地、面積はそれぞれ8,815.14平米、1万4,930.93平米、合計いたしますと1万8,820.07平米となっております。

所在は、それぞれ栃木市千塚町1718番、1719番でございます。

売却の方法は随意契約による売却でございます。

3番、売却予定価格につきましては、2億6,900万8,022円でございます。

4番の売却相手でございますが、広島県福山市駅家町大字法成寺1613番地の47、備後漬物株式会社、代表取締役、佐藤豊太郎でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明ありがとうございます。この備後漬物さん、広島が本拠地ということで、ホームページ等を見ますと、360人を超える社員さんをお持ちの会社でございまして、今回栃木市千塚のほうに進出をされるのは、やはりこれ東日本に対する拠点づくりなのかなと思っておりますが、この購入された土地に建てる工場等の規模、そして雇用予定の人数等もしおわかりの部分があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） まず、こちらに進出する目的としましては、議員さんおっしゃるとおり、東日本、関東を拠点とした東北方面、東日本への拠点をつくるということでございます。また、雇用につきましても、食料品関係なものですから、雇用が大変多く見込まれます。現在立地計画によりますと、約120名、地元雇用も110名程度がこちらに告げられております。また、投資規模につきましても、内々の話ですので、余り申し上げづらいのですけども、面積規模だけで申しますと、こちらの建物につきましても、1階建ての建物で6,600平米程度の工場が建つ予定でございまして、

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この備後漬物さんなのですけども、主力がキムチです。といったこととございますので、地元の白菜、これは備後さん、たしか自社農園みたいところで栽培している部分もありますので、地元のJAさんですとか、そういったところの連携を市のほうからも強く推薦していただきたい。あと、この会社は実はウナギもやっております、ウナギといえば渡良瀬遊水地のウナギ等も有名でございますので、できればブランド商品として出していただけるとありがたいなと思います。

そういった観点からも、いい会社へ来ていただければいいというふうに期待しておりますので、今後の推移、しっかり見守らせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第162号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第162号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第9、議案第163号 財産の処分について（栃木市千塚町地内）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第163号 財産の処分について、議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。議案書は56ページ、議案説明書は120ページから122ページです。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、120ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市千塚町地内の土地をトレーラーハウスデベロップメント株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

また、121ページが位置図、122ページが分譲区画図となっております。

続きまして、議案書の56ページをお開き願います。それでは、財産の処分の内容についてご説明いたします。

1番、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は宅地、面積は5,195.95平米、所在は栃木市千塚町1725番でございます。

売却の方法は、随意契約による売却でございます。

売却予定価格は7,014万5,325円でございます。

売却相手は、東京都中央区日本橋小伝馬町2番地5-9F、トレーラーハウスデベロップメント株式会社、代表取締役、大原邦彦でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） せっかくですから、質問させていただきたいと思いますが、トレーラーハウスデベロップメントさんは、確かに東京のビルに本社を置かれる会社でございまして、ただ今回いろいろ調べて気になったのですが、何かもう既にホームページ等には栃木工場ということで載っていらっしやいます。今回購入された土地以外に付近にもう既に稼働されている工場等があるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） トレーラーハウスさんにつきましては、平成29年度、ちょうど12月議会ですか、に土地の処分につきまして、やはりご審議いただきました。既に平成30年10月から操業を開始しておりまして、今回はその土地が手狭になりました。大変好調な業績を上げております。その辺から今回拡張しながら、さらなるトレーラーハウスの製造を続けたいということで、隣の土地を購入するというので、今回ご上程いたしました。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 新たに取得していただける。ただ、どうやら今度はストックヤードとしてお使いになれる可能性が非常に高いというような感じでございまして、確かにトレーラーハウス、移動式喫煙所ですとか、仮置きのお事務所がわりとか、そういったもので使われる汎用性が非常に高い。従来のキャンピングカー等も製造されているようでございますけれども、確かに多様性が高いものでございますので、業績は上がっていくのだろうな。しかも国内においてなかなか競合相手がいないというのも事実でございますので、非常にいい会社だとは思いますが、この会社、実は三十数人しか社員さんがいらっしやらない。ということは隣の土地をストックヤードで購入いただいても、雇用の促進にはつながらないのかなというふうに心配をいたしますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 現敷地におきましては、工場がございまして、その周辺にある土地については、できたものを置く状態で雨ざらしの状態になっております。そのような状態を改善するために、倉庫を建設しながら、さらなる敷地が広がることによって、雇用がさらにまた増えるということで、最低でも5名以上の従業員は雇っていただけるような計画出ておりますので、決して雇用も発生しないではなく、きちんと雇用も発生すると考えております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） では、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第163号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第163号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第10、議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略してもらって結構でございます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管部分につきましてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の62、63ページをお開きください。初めに、6款1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、減額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、4目畜産業費につきましてご説明いたします。補正額は425万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。畜産振興補助事業費につきましては、CSF、いわゆる家畜伝染病、豚コレラの市内養豚農場における防疫対応として、感染の要因の一つであるイノシシ等の畜舎への侵入防止を図る防護柵を設置する市内養豚農家に対する補助金であります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は515万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、皆川城内町の農業用ため池における浚渫土砂及び伐採木の処分工事に必要な工事請負費であります。

次の維持管理適正化事業費（栃木）につきましては、栃木市土地改良区が事業主体で実施してい

る揚水機改修工事に対する補助金であります。

続きまして、64、65ページをお開きください。2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は696万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。出流ふれあいの森施設管理費につきましては、出流ふれあいの森オートキャンプ場炊事等の浄化槽の機能が停止状態にあることが確認されたため、復旧に必要な維持補修費であります。

次の有害鳥獣対策事業費につきましては、例年よりイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数の増加が見込まれることから、不足する頭数分の県の奨励金及び市の報奨金でございます。

次の森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、活動団体の数と活動範囲が9月補正後に拡大したことに伴う交付金であります。

続きまして、66、67ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は3,820万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中小企業融資保証事業費につきましては、市の制度融資利用者が栃木県信用保証協会へ支払う保証料を補助する事業でございますが、当初予算では近隣市の状況を鑑み、設備合理化資金と経営安定資金の補助率の引き下げを見込み、予算措置をいたしました。しかしながら、消費税増税による中小企業者への影響、加えて今般の台風第19号の被災による影響により、中小企業の経営圧迫が懸念されることから、補助率の引き下げ時期については、当面見合わせることにいたしました。このような理由により、予算額に不足が生じていることから、中小企業向け資金融資信用保証料補助金を増額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は12万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。企業誘致事業費につきましては、千塚産業団地の土地売買契約を締結する企業等を訪問することによる増額であります。

以上で6款1項2目農業総務費から7款1項3目工業開発費までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 次に、江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の80、81ページをお開きください。10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は82万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。小中学校統廃合事務費につきましては、小野寺小学校の新設に伴い、施設関連品の名称等を変更するための経費であり、体育館のどんちょうを改修する維持補修費と学校施設銘板等を改修する業務委託料が主なものであります。

続きまして、82、83ページをお開きください。10款2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は139万8,000円であります。右の説明欄をごらんください。小学校運営費につきましては、電話料に不足が生じる見込みのため、増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,116万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。小学校就学援助事業費につきましては、要保護準要保護児童及び特別支援学級児童に学用品等を援助するものであり、国の予算単価の変更及び学校給食費の減額の取りやめに伴い、交付額に変更が生じたことや交付対象者が当初の見込みを上回ったことから、扶助費を増額するものであります。

続きまして、84、85ページをお開きください。次に、10款3項2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,090万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。中学校就学援助事業費につきましては、要保護準要保護生徒及び特別支援学級生徒に学用品費等を援助するものであり、小学校就学援助事業費と同様に、国の予算単価の変更及び学校給食費の減額の取りやめに伴い、交付額に変更が生じたことや交付対象者が当初の見込みを上回ったことから、扶助費を増額するものであります。

続きまして、86、87ページをお開きください。次に、10款4項2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は485万1,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。所管関係部分、上から2事業目、寺尾公民館管理運営費につきましては、合併処理浄化槽の曝気用ブローが保守点検の結果、老朽化により作動を停止するおそれがあることが判明したため、維持補修費を増額するものであります。

次に、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は193万2,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。所管関係部分、上から3事業目、文化財施設共通管理費につきましては、リニューアルオープンに向けて整備中の星野遺跡記念館改修工事の工事請負費であります。次の市制10周年記念市民ミュージカル開催事業費につきましては、令和2年度の市制10周年を記念して、市民ミュージカルを開催するための市民で組織される市民ミュージカル実行委員会への運営補助金であります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 次に、佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤義美君） 続きまして、歳入の所管部分につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の32、33ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は156万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。説明欄の捕獲強化奨励事業費補助金につきましては、例年よりイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数の増加が見込まれることに対する県からの補助金であります。

次に、17款2項1目不動産売払収入につきましてご説明いたします。補正額は3億3,915万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。千塚産業団地土地売払収入につきましては、分譲が進んだことによる増額であります。

以上で歳入の所管部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正追加の11項目め、下から2項目めの令和元年度学校施設LED照明器具賃貸借（平成27年度分）につきましては、消費税率の変更に伴い、債務負担行為を設定するものであります。

次の令和元年度とちぎ未来アシストネット事業活動中の傷害保険につきましては、令和2年4月1日から保険に加入するため、年度開始前に見積書を保険会社から徴する令和2年度予算執行行為を今年度中に行う必要があるため、限度額を設定するものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した審議に入ります。

なお、審議に際しましては、一問一答の方式でページ数もお知らせください。

質疑はありませんか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） ご説明ありがとうございます。

63ページ、家畜防疫用防護柵設置補助金425万円ですが、豚コレラの対策ということで、現状の進捗というか、今回425万円を含めてどこまでの対策ができていますのかお聞きしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 櫻井課長。

○農業振興課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

現状養豚農家が5軒ありまして、そのほかに栃木農業高校が豚舎をお持ちになっております。防護柵につきましては、5軒の農家全てが防護柵を今設置する要望しているところでございます。また、この防護柵につきましては、国で補助金を2分の1、県が残りの4分の1で、市も4分の1と、農家が負担はなしで設置できるように、緊急に設置をできるようにという形でしているところでございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） 64ページ、65ページの森林・山村多面的機能発揮対策交付金ということで、

内容はどんな内容なのでしょう。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） この森林・山村多面的事業につきましては、農地のほうの多面的機能交付金制度と同じようなもので、森林整備、森林の下草の刈り払いとか、侵入竹の撤去とか、そういう活動に対して、ヘクタール当たり幾らという交付金を交付するものでありまして、これについては地元の関係する森林所有者や自治会さん等が活動組織をつくっていただいているもので、今回追加として3団体が新たに組みたいということで補正のほうを上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 64、65ページ、上から2行目の有害鳥獣対策事業についてお聞きさせていただきます。

この時期に例年よりも捕獲頭数が多いということで、追加計上といたしますか、予算措置されたものですけれども、一体どのぐらいの頭数が増える見込みなのか、まずはお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 黒子農林整備課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） この補正増につきましては、先ほどの豚コレラの対策とあわせて有害のほうも捕獲を強化してほしいという県のほうからの要請で、今のところ捕獲頭数が例年並みという状況ではございますけれども、今後各市町村の豚コレラ対策で捕獲を強化してほしい。そのかわり県のほうとしては、各市町村にイノシシの捕獲おりの提供とか、あとはICTを使った捕獲設備の提供とかをいただいた中でやっていただきたいということで、あわせて奨励金のほうも、県のほうも1頭当たり2,000円なのですが、それも補正等でいただけるということで、具体的に頭数が今どんどん増えているという状況ではないということだけご認識いただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 本来有害鳥獣対策というのは、県の責任でやってもらうのが当たり前だと私は思っているほうなのですが、今回も豚コレラに絡んで捕獲を強化してくれと、156万円県のほうからいただいておりますが、一般財源のほうからも390万円出ているのも事実でございますし、これは本当に県への要望も続けていただきたいとは思いますが、関連で1つお伺いをさせていただきますけれども、実は私が知っている限り、有害鳥獣対策で話を聞きに行きますと、昨年ぐらいから猟師の方、トレッキングの方からヤマビルの話が多く聞こえるようになってきてまして、そのヤマビルというのも結構イノシシが運んでくるのです。そういったことで、遊歩道とか、そういったところでもヒルがつくと、血を吸われると、そういった声が聞こえております。何かヤマビル対

策というのは、イノシシとあわせてやっていたらいいものがあるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子農林整備課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） ヤマビルにつきましては、10年ぐらい前はほとんど栃木市の山はなくて、佐野市とか、あっちのほうは結構おったみたいなのですけれども、それに対しての対策というのは、猟友会の方からはちらほらお話は聞いていますけれども、特にそれについて市のほうが対策を講じているというものはございません。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 実はこれは県議会のほうでもちらっとどなたかが質問していたかのようにちょっと会議録を見ていましたらありましたが、そのときの県の答弁もやはりなかなか対策が難しいのだというお話でございましたけれども、これは余り人的被害というものが大きく出回る前に、もしかしたら何か薬剤散布とか、そういったものが有効なものもあるかもしれませんので、調査研究のほうをしていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 要望でよろしいですか。

○委員（広瀬義明君） 要望で結構です。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第140号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。



(午後 零時 18分)